

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により、設立認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アースキャラバン

(2) 代表者の氏名

野本 祐子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区古門前通大和大路東入元町 367 番地 2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人種、国籍、宗教、信条を問わず全ての人々に対して、気と心の学校の開講、整体の施術、地域通貨の運営、芸術活動、海外援助活動に関する事業を行い、世界中の明るく豊かな未来に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和元年 9 月 12 日

3 縦覧場所

政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）付（旧本館）

4 縦覧期間

令和元年 9 月 12 日から令和元年 10 月 15 日まで